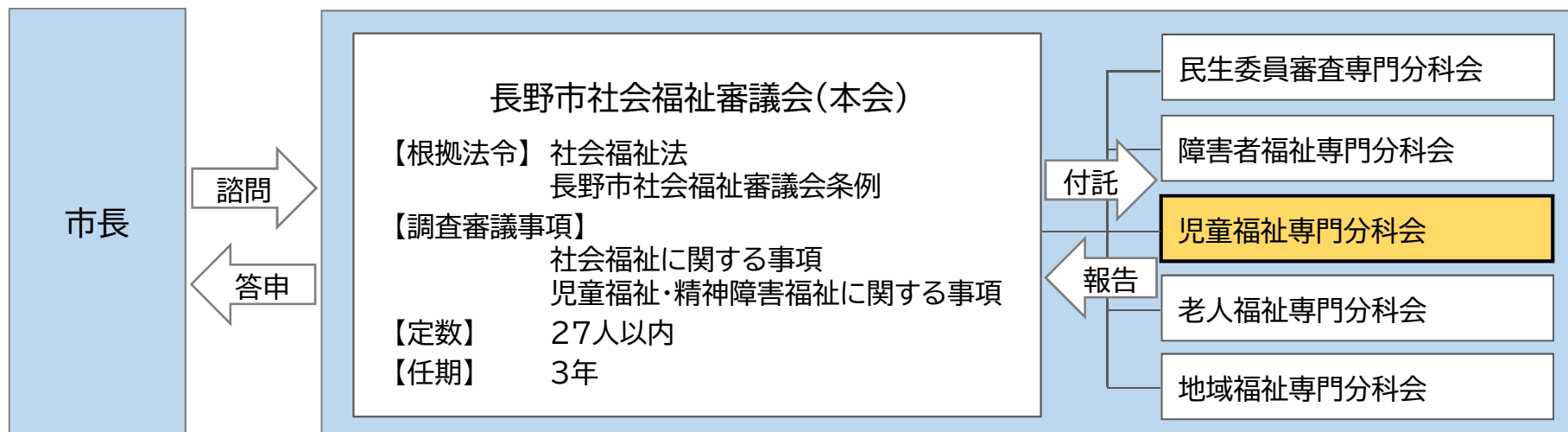


長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び長野市版子ども・子育て会議について



長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法に定める児童福祉審議会 ※社会福祉法の規定により、地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会として設置 ○ 子ども・子育て支援法に規定する、地方版子ども・子育て会議に位置付け
委員数	17人 うち社会福祉審議会(本会)委員6人 構成:学識経験者、児童福祉、子ども・子育て支援及び教育関係者、市議会議員、公募委員
調査審議・意見聴取事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項 ○ 子ども・子育て支援に関する事項(長野市版子ども・子育て会議) 具体的事項 ・保育所等の保育料、放課後子ども総合プラン事業の利用料 ・特定教育・保育施設の利用定員の設定、幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の認可 ・長野市子ども・子育て支援事業計画の策定・見直し及び同計画に掲げる施策の実施状況の点検・評価 等 ※社会福祉審議会(本会)から児童福祉専門分科会に調査審議を付託された事項については、重要又は異例な事項を除いて、分科会の決議が本会の決議となる。